様式第十三（第13条関係）

（表）

刻印 （写真）	番号 産業競争力強化法第145条第２項の規定による立入検査証 職名及び氏名 年　月　日交付 発行者　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

（裏）

番号

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（抄）

第145条　（略）

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第156条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第145条第１項又は第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第157条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○内閣府・経済産業省令第五号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第四条の規定に基づき、産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎

産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行令第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（平成二十七年内閣府・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
産業競争力強化法施行令〔第四条〕に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令 （財産的基礎に関する基準） **第一条**　産業競争力強化法施行令（次条において「令」という。）第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　〔略〕 （前払式支払手段に関する要件） **第二条**　令〔第四条〕に規定する内閣府令・経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一～四　〔略〕	産業競争力強化法施行令〔第三条の二〕に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令 （財産的基礎に関する基準） **第一条**　産業競争力強化法施行令（次条において「令」という。）第三条の二に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一～三　〔略〕 （前払式支払手段に関する要件） **第二条**　令〔第三条の二〕に規定する内閣府令・経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一～四　〔略〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。